平成２３年（フ）第１１０７２号
千葉県浦安市東野２丁目13―29―307　マンションドリーム２
債務者　濱中　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０８３号
千葉県東金市堀上182―４―Ⅲ―101
債務者　渡辺　真澄
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０８４号
東京都千代田区神田東紺屋町28―1003
債務者　増田　征治
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１０４号
東京都足立区西綾瀬２丁目11―16
債務者　鈴木　昭子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１１１号
東京都渋谷区恵比寿３丁目７－２－１
債務者　永井　秀和（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１１３号
東京都北区上十条４丁目15―８―302
債務者　林　　宣行
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１２０号
東京都中野区弥生町１丁目28―８―501
債務者　眞鍋　幹男
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１２９号
東京都港区南麻布１丁目４―17―502
債務者　小池　勝己
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１３０号
東京都江戸川区船堀６丁目11―16―305
債務者　川原　将士
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１３１号
東京都目黒区五本木３丁目13―13―301
債務者　晴山　能充
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１３４号
東京都江戸川区西小岩４丁目12―14―203
債務者　片平ソニアこと　カタヒラ　ソニア　ビクトリーノ
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１４１号
東京都葛飾区高砂８丁目３－９
債務者　兼子　勝俊
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１４２号
東京都江東区亀戸３丁目23―11―202
債務者　奈良　吉倫
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７９号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地９―404
債務者　石上　隆子（旧姓小久保）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３６号
東京都小平市花小金井南町３丁目16番４―３号
債務者　藤本まり子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２号
岡山県津山市大谷448番地
債務者　光延　久男
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部